

私たち日本国民に裁判する能力はあるか？もちろんあります。本年はわが国の陪審法施行八十周年の年です。戦前施行された陪審裁判について、参加した司法関係者・国民の大多数が肯定的な評価をしています。戦前の国民にできたことが、戦後の私たちにやれないはずはありません。ただし、よりよい裁判制度にしていく努力は必要です。

■改革していく絶好のチャンス

周知のとおり誤判・冤罪(えんざい)事件が繰り返されています。無実の人が有罪にされることも、犯罪者が裁かれず被害者が泣き寝入りさせられることも、社会正義に反します。これらはいずれも、警察・検察の捜査を含む今の裁判の在り方に重大な問題があります。ですから、裁判員制度の導入に際してそれらの問題を改善しなければなりません。しかしこれまでの間、司法関係者だけでは改革がほとんど進んでいません。でもこれから、多数の市民が刑事裁判に参画していくこととなりますので、改革していく絶好のチャンスです。

もともと裁判は、職業裁判官より市民の判断の方が優れているとされてきました。「刑事裁判の事実認定の権限を裁判官から取り上げて陪審員に一任し、裁判官には法律適用権のみ委ねる」(モンテスキウ「法の精神」)、「…判断に際して、無知なもの(市民)は直感によって判断するから、法律に通じた者(裁判官)が不確かな見解から判断するよりも、誤りに陥ることが少ない…」(ベッカリーア「犯罪と刑罰」)。

裁判官は、法律の専門家であっても他分野の素人であり、恐らくフリーター・非正規雇用の工員などの経験はないでしょう。人間の性格・生い立ち・生活体験などは千差万別で性別や年齢の違いも大きいわけですから、複雑で入り組んだ多数の要因によって発生する刑事事件については、人間の心情に対する経験則や常識が非常に重要です。と同時に、さまざまな偏見を持っているのも人間です。でもこれは、裁判官も裁判員(市民)も同じでしょう。

本欄にも登場したデュポールは、裁判官は被告人に対して「優越的關係」にあり、犯罪を見慣れて感動がひからび判断が硬直しているから、生活者の細やかな日常感覚によって微妙なニュアンスの証言をしっかりと見定めて判断する市民たちによる判定に委ねるべき

だ、と言っています（「近代刑事訴訟法の真髓デュポール報告について」（沢登佳人・法政理論一七巻三号））。

このように長年の歴史の経験知からみて、「市民による裁判の方がよい」というのが古今東西の偉大な学者の一致した結論なのです。

現代社会はモノにあふれ、政治・経済・文化すべての面で高度化・多様化・複雑化した反面、自然が破壊され人間関係が希薄になり新たな問題も生まれました。特に近年は、格差・分断が進み人々の社会連帯のきずなが失われたためか、毎日のように新たな驚くべき事件が起きています。何かがおかしい・どこか変だと感じている人が多いのではないのでしょうか。

しかし、もともと社会はその構成員がつくり上げてきたものですから、社会的事件（特に刑事事件）は社会全体（全構成員）が利害当事者です。ここに裁判員制度の根拠の一つがあり、それは自治の問題なのです。「構成員の一部を締め出すような社会は脆弱な社会である」と言われます。社会の在り方次第で、住民は息苦しく住みにくくなったり、豊かで明るくなったりします。

■ 就任は民主主義社会における重要な義務

私たちは、所得や資産の一部を納税して社会のために提供します。それと同じように一定の時間を提供して裁判員に就任し、刑事裁判に奉仕するのです。納税も裁判員就任も、民主主義社会における市民の重要な義務です。

戦前の滅私奉公の反動のせいか戦後の今日まで流行している滅公奉私でなく、健全な社会では公と私の両方が大事だと思います。世論調査で税にも裁判員にも反対が多いのは、税の使途に不満がある・裁判参画の意義がわからないなどの理由があるからでしょう。しかし、税が正しく使われ裁判が公正に行なわれる社会にしていくのは、私たち市民の責任です。

来年五月以降、読者のあなたが裁判員として法廷にいるかもしれません。通常人としての生活体験と常識を持ち、法廷で見聴きした印象をもとに納得のいくまで討論し、自らの良心に従って判断（内的確信＝自由心証）を下せばよいのです。

いまだに多くの人が誤解しているのは、書面（言葉）です。中には、公判記録を書面にして裁判員の評議に役立たせよという意見すら出されていますが、それはほとんどもないことです。言葉は表現の一部にすぎず、そのときの口調、アクセント、視線、表情など、すなわち「言葉よりも百倍も真実のしみこんだ全体的言語活動」（デュポール）を観察し・

読み取り・感じる事が重要なのです。同じ理由で、また直接主義に反するので、供述書面は証拠になり得ません。

裁判員裁判が捜査手続きなどを改善して実施されるようになれば、市民が地域社会の矛盾や病理に気付いてその問題の解決策を考え、自治と民主主義の発展に寄与するようになっていくのではないか。そして、「万人は一人のために・一人は万人のために」という理念に沿って生活するのが当たり前の社会になればいいのになあ、と私は夢見ています。

プロフィール：高見 優（たかみ ゆう）

一九四七年、京都市生まれ。京大理学部卒業。学生時代に新潟水俣病事件の支援と研究のため新潟に移住。人権、環境、労働などの社会運動に関わり、「新潟陪審友の会」、映画「阿賀に生きる」製作委員会などの事務局長を歴任。現在、地域福祉を担う「ささえあい生協新潟」理事長、社会福祉士。